

福井県海岸漂着物対策推進計画（案）

～福井県海岸ごみ削減計画～

令和 年 月

福 井 県

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題

- 1 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 回収・処分の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 回収・処分の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 海岸漂着物の組成調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 河川ごみの組成調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 回収・処分にかかる課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 海岸漂着物の発生原因にかかる課題・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 海岸漂着物に対する問題意識の共有・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 対策

- 1 円滑な回収・処分の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 「重点区域」の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 行政による計画的・効率的な回収・処分の推進・・・・ 16
 - (3) 民間との協働による回収の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 海岸漂着物の発生抑制対策の推進・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 海外由来の漂着物発生抑制の働きかけ・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 陸域由来の漂着物発生抑制対策の強化・・・・・・・・・・ 19
- 3 環境教育、普及啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 環境教育の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 普及啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4章 計画の推進体制等

- 1 福井県海岸漂着物対策推進協議会の設置・・・・・・・・・・ 23
- 2 関係者間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 他県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 海岸漂着物等実態調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 5 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

〔添付図面〕重点区域詳細図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

〔参考資料〕美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観
及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の
推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

福井県の海岸は、嶺北5市町（あわら市～南越前町）の海岸延長が約112km、嶺南6市町（敦賀市～高浜町）の海岸延長が約303kmであり、総延長約415kmとなっています。

東尋坊、気比の松原、蘇洞門が国の名勝に指定されるなど、断崖、美しい砂浜、荒々しい岩礁海岸といった風光明媚な地形が連続しており、ほぼ全域が国定公園（越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園）に指定されています。

また、越前がにや若狭ふぐをはじめとする豊かな海産物に恵まれ、本県の海岸は漁港として重要な役割を有するほか、観光、海水浴、魚釣り等のレジャーの場として、多くの利用客が県内外から訪れています。

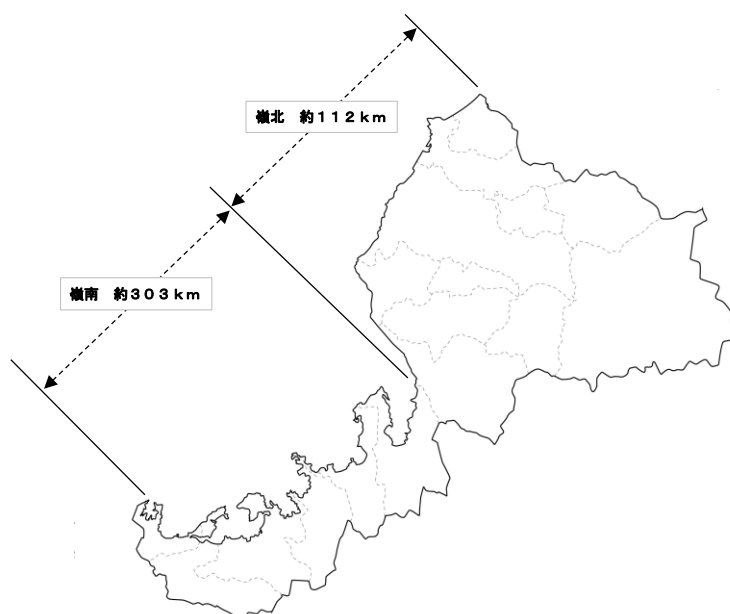
しかし、冬季の季節風や海流の影響、河川を通じて流れ着く生活ごみなどにより、毎年多くのごみが海岸に漂着し、景観、観光、漁業等に大きな影響を及ぼしています。

国は、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」を公布・施行し、平成22年3月に「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」を閣議決定しました。

これに基づき、本県では、海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画として、平成23年3月に「福井県海岸漂着物対策指針」を策定しました。

本県の海岸漂着物の回収・処分は、平成24年度以前は主に県独自に、平成25年度以降は国庫補助金等を活用して実施してきましたが、依然として本県海岸には、海外からのごみをはじめとした漂着物が見られます。

こうした中、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、「内陸部を含めた発生抑制等の対策を行う」ことや「海洋プラスチック対策のためのプラスチックごみ排出抑制」、「国による国際的な連携の確保および国際協力の推進」等が新たに盛り込まれました。



また、令和元年5月には、海岸漂着物処理推進法の改正を受けて国の基本方針が変更され、国内に由来して発生する海岸漂着物等は山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着したものであり、発生抑制を進めるためには、内陸から沿岸に渡る関係主体が一体となった取組みが必要であることが明記されました。

さらに、令和元年6月に大阪で開催されたG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）では首脳宣言の中に海洋ごみ対策が盛り込まれ、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が世界共通のビジョンとして共有されました。

県では、このような現状や国の動きを踏まえ、指針を改定するとともに、名称を「福井県海岸漂着物対策推進計画 ～福井県海岸ごみ削減計画～」と改めます。

2 計画の趣旨

本計画は、海岸漂着物処理推進法および国の基本方針に基づき策定する計画です。海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方向性と具体的対策を示します。

3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

<参考>

▶ SDGs

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記されたSDGs（17のゴール、169のターゲット）では、目標14に「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」と掲げられています。



目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

▶ 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定

（令和元年5月31日 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）

プラスチックの有効利用を前提としつつ、プラスチックごみによる新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、アクションプランが策定されました。

アクションプランでは、「重要なことは、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか」であるとし、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄の防止、海岸漂着物等の回収などの取組みを実施するとしています。

▶ プラスチック資源循環戦略の策定

（令和元年5月31日 閣議決定）

第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題等の幅広い課題に対応するため、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則とし、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略が策定されました。

海洋プラスチック問題については、3Rの取組みや適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底や清掃活動の推進によりプラスチックの海洋流出を防止することが掲げられています。

第2章 現状と課題

1 現状

本県では、環境省による地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、回収・処分事業を実施しています。

(1) 回収・処分の実績

海岸漂着物等地域対策推進事業による平成28年度から令和2年度までの5年間の回収・処分実績は、表1のとおりです。

年度ごとの回収・処分量は559トンから932トンで、台風等による大量漂着が発生した平成28年度および平成29年度は回収量が増大するなど、気象状況等に伴い変動があります。

表1 海岸漂着物等地域対策推進事業における回収・処分実績
(平成28年度～令和2年度)

年 度	回収・処分量 (t)	総事業費 (千円)
平成28年度	932	58,644
平成29年度	828	68,931
平成30年度	580	69,371
令和元年度	559	60,171
令和2年度	643	88,215
平 均	708	69,066

市町ごとの平成28年度から令和2年度までの5年間の回収・処分実績をみると、嶺南地域での回収・処分量が約7～8割程度と多くなっています（表2）。平成28年度は、台風による大量漂着発生の影響があったため、嶺北が多くなっています。

表2 市町ごとの回収・処分実績（平成28年度～令和2年度）（t）

市 町 名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
坂 井 市	345.7	156.9	59.1	5.8	62.2
福 井 市	32.6	79.5	31.9	33.7	35.9
越 前 町	170.6	61.7	41.7	18.6	15.5
南越前町	5.4	5.4	10.3	4.9	6.0
嶺 北 計	554.3	303.5	143.0	63.0	119.6
敦 賀 市	24.6	88.7	68.7	112.4	38.4
美 浜 町	87.1	107.6	73.5	72.6	83.3
若 狭 町	27.5	15.2	20.2	14.5	10.3
小 浜 市	69.3	123.1	112.9	112.4	189.1
おおい町	10.6	2.4	2.4	41.6	54.3
高 浜 町	158.1	186.8	159.9	142.8	147.6
嶺 南 計	377.2	523.8	437.6	496.3	523.0
嶺南割合	40.5%	63.3%	75.4%	88.7%	81.4%

※あわら市は、この期間の海岸漂着物等地域対策推進事業による回収・処分実績なし

（2）回収・処分の方法等

本県海岸は観光資源としても非常に重要であり、海水浴場など利用の多い海岸を中心に、海水浴シーズン前までに回収・処分が実施されています。

冬季は天候の影響により回収が困難であることから、春先には大量の漂着物が堆積し、年度はじめから夏前までの重点的な回収・処分が重要となっています。

回収については、市町が業者等に委託して行う場合があります。委託先としては、シルバー人材センターや建設業者などがありますが、中には、福祉事業所に委託することにより福祉面でも効果をあげている例があります。

また、海岸漂着物は行政の力だけで回収できるものではなく、自治会や観光業界などの地域住民、漁業関係者、ボランティア団体等、民間の力に支えられています。

回収方法としては、人の手で回収する方法と、バックホウなどの重機や海岸清掃専用の機械であるビーチクリーナーといった機械を活用する方法があります。重機等の活用が可能か否かは海岸や侵入路の広さ、地面の性状等に影響されるため、市町や海岸ごとに回収方法が異なっています。

回収された漂着物の処分は主に行政で行っており、分別の種類や方法は市町により異なっています。

人の手で回収する場合は分別しながら回収することができますが、重機等を活用して回収する場合は回収後に人の手で分別しています。

(3) 海岸漂着物の組成調査結果

県は、海岸漂着物の組成等の状況を把握することを目的として、環境省の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づき、令和2年度から年1回、水晶浜海水浴場（美浜町）において「福井県海岸漂着物等実態調査」を行っています。

令和3年度の調査結果は図1-1から図1-3のとおりです。これによれば、プラスチック類の割合が高くなっています。

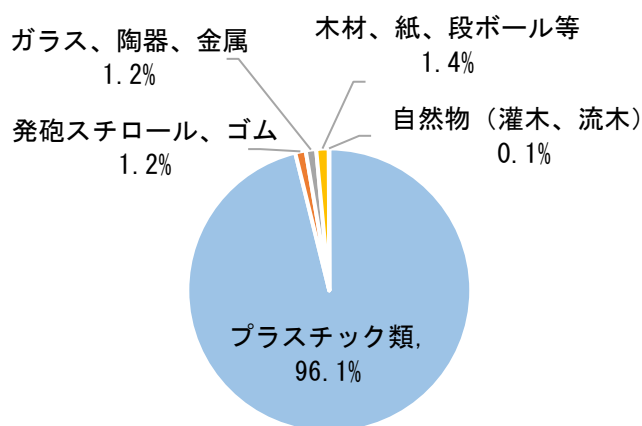


図1-1 分類別組成比 (個数)

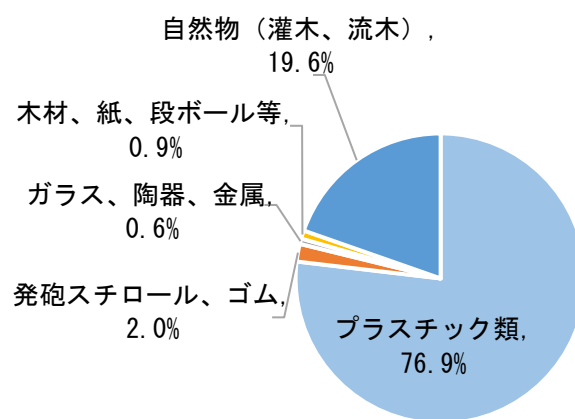


図1-2 分類別組成比 (容積)

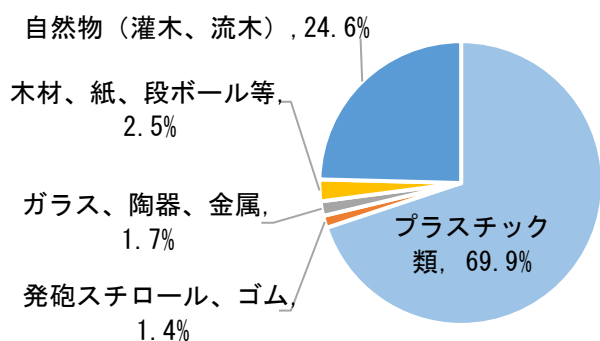


図1-3 分類別組成比 (重量)

プラスチックごみのうち種類別の個数を図2で見ると、「ロープ、ひも」や「ボトルのキャップ、ふた」が多くなっています。

このほか、ペットボトルやスプーン等といった生活ごみのほか、漁具など経済活動に起因するごみが漂着しています。

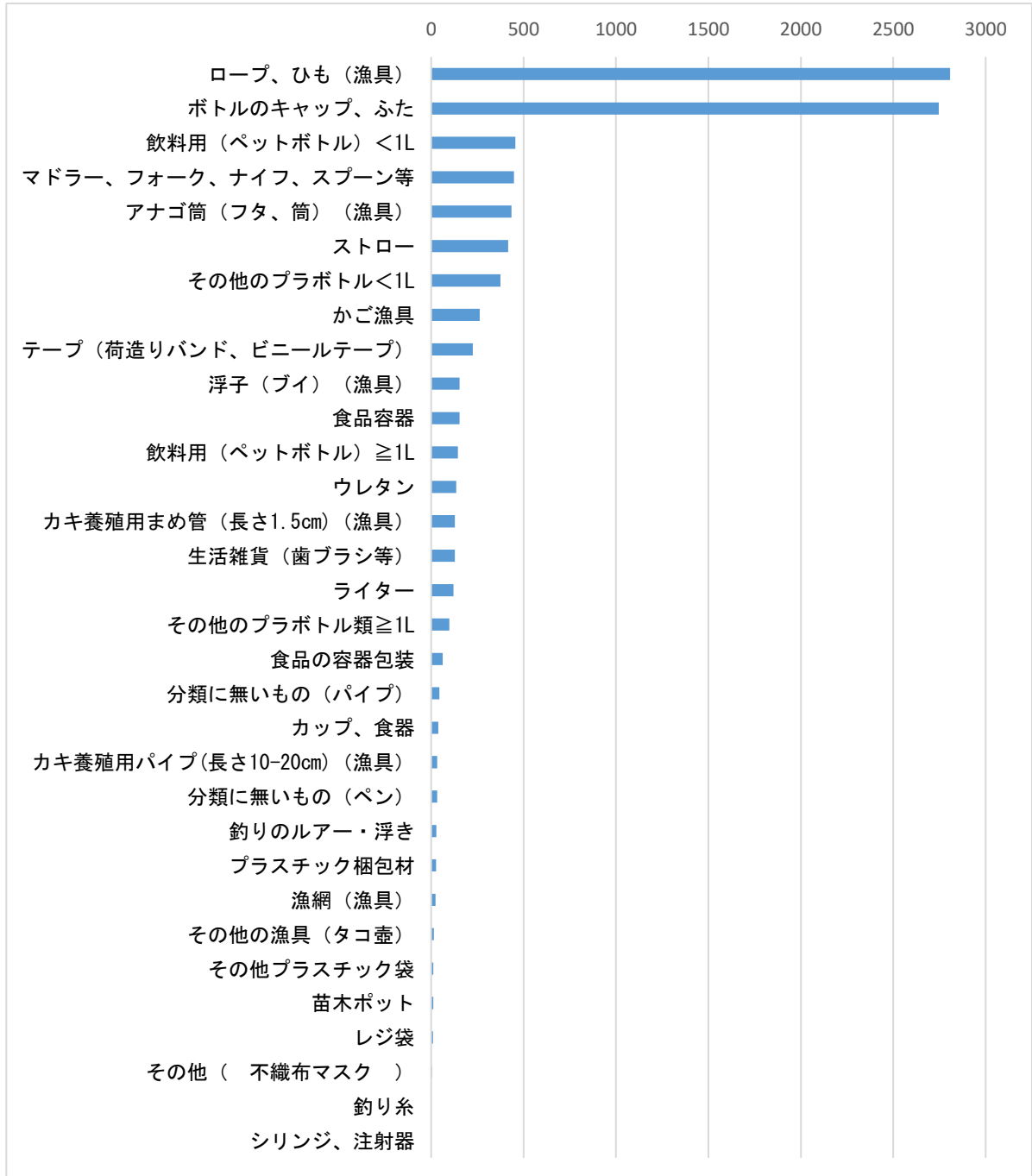


図2 プラスチックごみの種類別個数

また、国別組成比を図3-1から図3-3で見ると、言語表記が確認できたもののうち、多くが海外から漂流してきたごみとなっています。

一方で、ペットボトルのキャップやペットボトルには日本語表記のものも含まれており、陸域由来のごみが一定数存在しています。

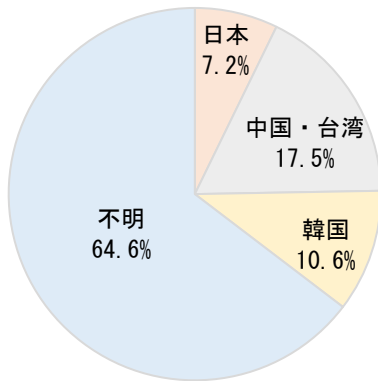


図3-1 ペットボトルキャップの国別組成比（個数）

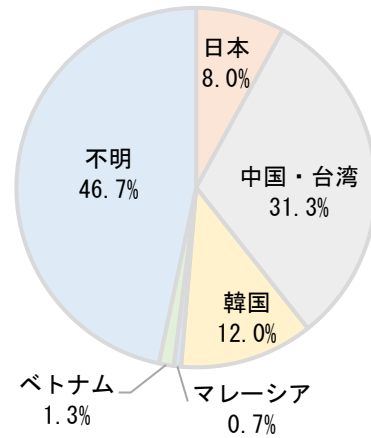


図3-2 ペットボトルの国別組成比（個数）

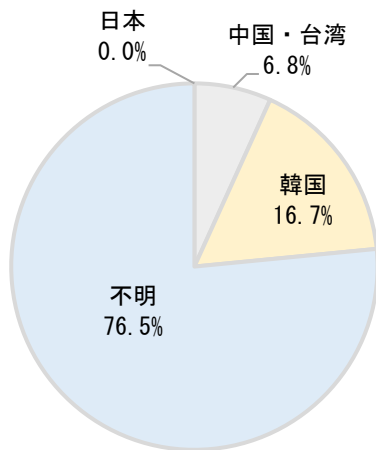


図3-3 ブイ（硬質プラスチック、発砲スチロール）の国別組成比（個数）

(4) 河川ごみの組成調査結果

県は、令和3年度に、九頭竜川上流域である大野市（真名川憩いの島付近）と河口域である坂井市（いざき親水公園付近）の2か所で、河川ごみの組成調査を実施しました。

① 九頭竜川上流域

上流域の結果は図4-1から図4-4のとおりです。プラスチック類が多くを占めており、プラスチック類の内訳をみると、たばこの吸殻や歯ブラシ、雨具といった生活雑貨を含む「その他」が最も多く、次いで「シート、ポリ袋、食品容器」となっています。

日常生活で発生したごみが、ポイ捨てといった意図的な流出や、風に吹かれるなどした非意図的な流出により、陸上から河川へと流れ出ています。

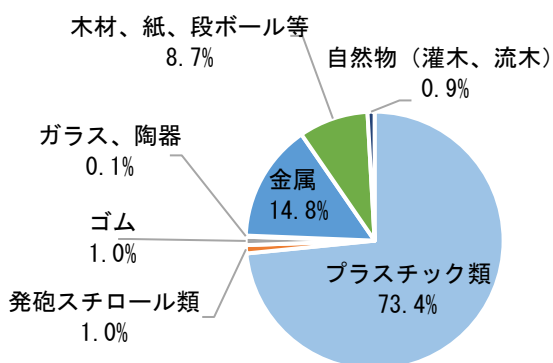


図4-1 分類別組成比（個数）

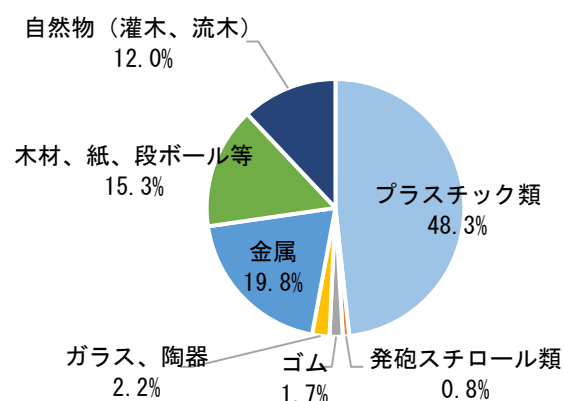


図4-2 分類別組成比（重量）

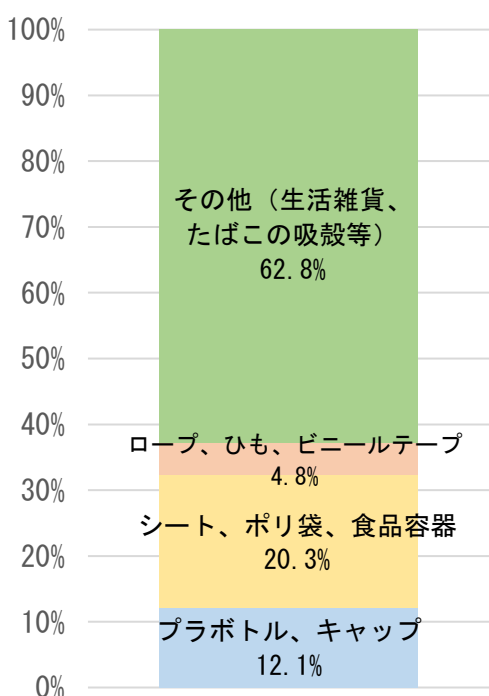


図4-3 プラスチック類の内訳（個数）

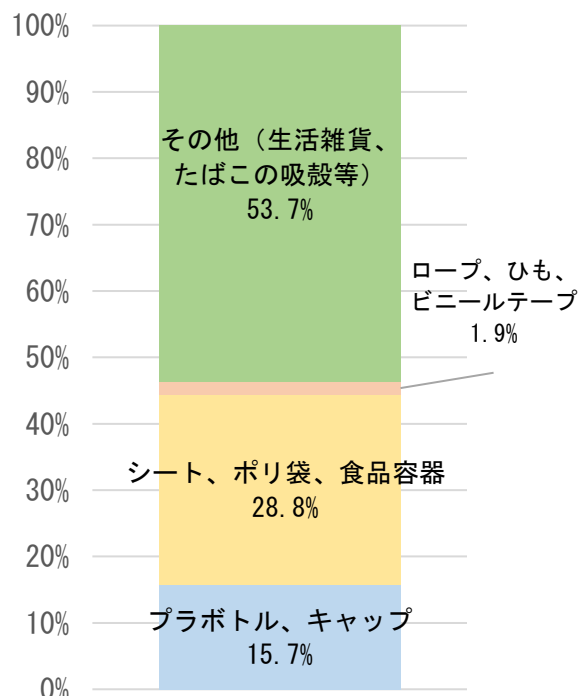


図4-4 プラスチック類の内訳（重量）

② 九頭竜川河口域

河口域の結果は図5-1から図5-4のとおりです。プラスチック類の割合は上流とほぼ同様の結果となりました。

プラスチック類の内訳をみると、「プラボトル、キャップ」や「シート、ポリ袋、食品容器」の割合が多くなっています。

また、「アナゴ筒」といった漁具も存在し、陸域からのごみと海域から漂流してきたごみが混在しています。

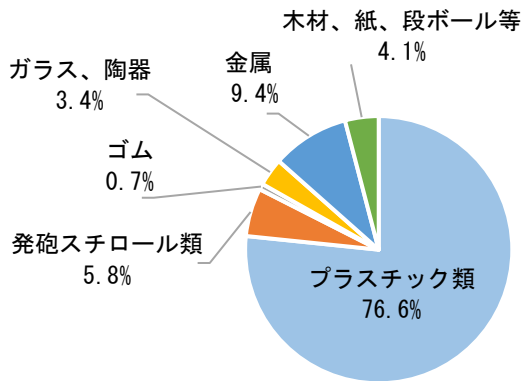


図5-1 分類別組成比（個数）

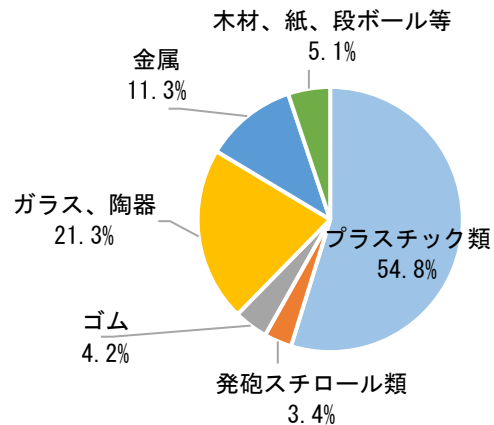


図5-2 分類別組成比（重量）

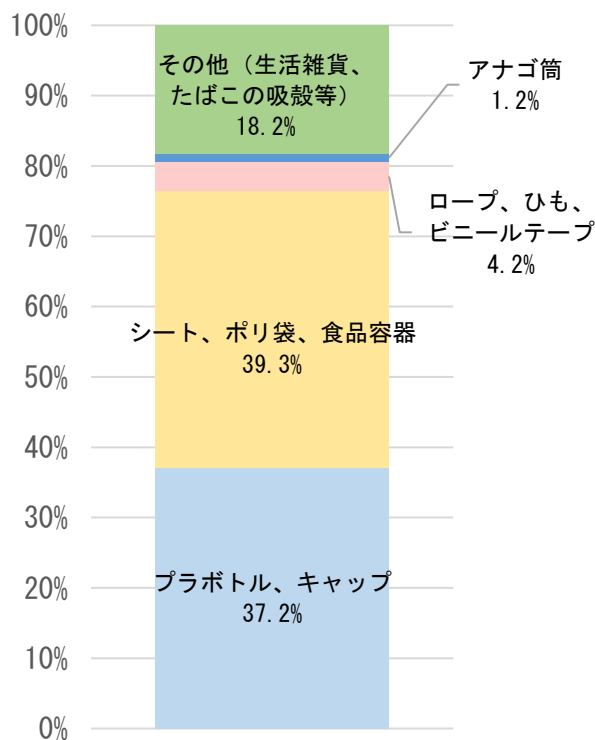


図5-3 プラスチック類の内訳（個数）

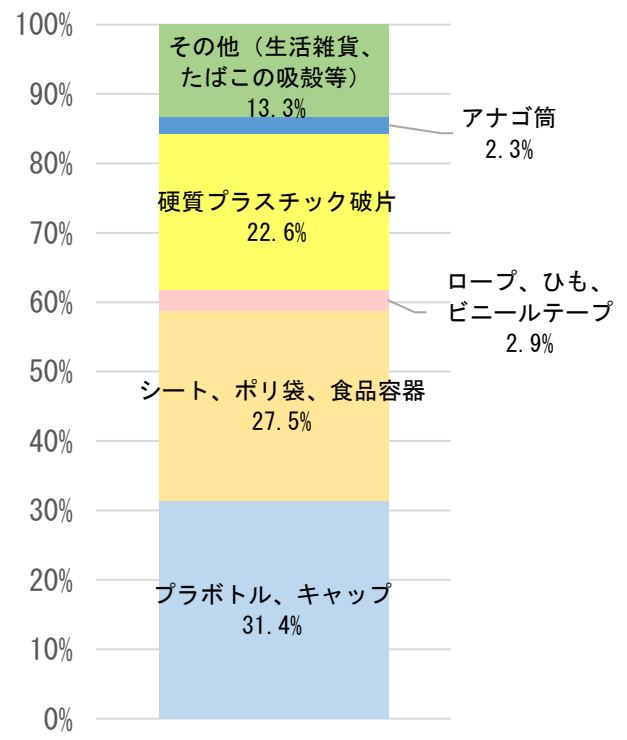


図5-4 プラスチック類の内訳（重量）

2 課題

(1) 回収・処分にかかる課題

① 回収・処分の計画的実施および効率化

本県の海岸には、冬季の季節風で多くの海岸漂着物が漂着しますが、天候の影響で冬季の回収・処分が困難となっています。

そのため、ほとんどの海岸では、冬季に溜まった漂着物を年度当初から夏の間開き前までに、速やかに回収・処分する必要があります。

さらに、夏以外にも観光資源として海岸を有効活用するため、秋以降にも回収・処分を行っている市町もあります。

本県では国の補助金を活用しながら回収・処分事業を実施していますが、回収・処分が滞ることのないよう、年間を通して計画的に事業を行わなければなりません。

回収については、ビーチクリーナーや重機の積極的な活用による効率化も検討していく必要があります。

また、回収・処分の方法は市町ごとに異なっていますが、これまでは市町間で取組み内容を共有する体制が整っていませんでした。

今後は、県、市町といった各主体間での情報の共有と連携の場を持つことが必要です。

② 沿岸地域の住民の負担軽減と担い手不足の解消

海岸漂着物の回収は行政の力だけで足りるものではなく、自治会や観光業界などの地域住民、漁業関係者、ボランティア団体等、県民の力がとても大切です。

しかし、内陸から河川を通じて流れ着くごみが含まれる一方で、沿岸地域の住民のみに回収の負担がかかっているのが現状です。また、沿岸地域においては、高齢化や人口減少などにより、担い手不足が課題となっています。

そのため、内陸地域の住民も含め清掃活動への参加を促進し、回収主体を拡げていく工夫が必要です。

(2) 海岸漂着物の発生原因にかかる課題

① 海外由来の漂着物の削減

令和3年度の福井県海岸漂着物等実態調査結果によれば、言語表記が判明したものは半数以下にとどまりますが、それでもペットボトルでは全体の約45%が外国語表記であるなど、海外由来のごみが多数漂着しており、沿岸地域にとって大きな負担となっています。

海外からの漂着物を減らすためには、国際的な枠組みの中で解決を図る必要があります。

② 陸域由来の漂着物の発生抑制

河川ごみの組成調査結果から、海岸漂着物は、沿岸地域で発生したものや海外から漂着したものだけでなく、ペットボトルやレジ袋、食品容器といった生活ごみが、内陸地域から河川等を通じて流れ着いているものと推測されます。

また、家やごみステーション等の周辺の散乱ごみなどが、風にふかれて側溝や用水路へ流れ込み、海へと流れ着く場合もあります。

こうしたごみについては、県民一人ひとりの取組みによって海岸へ流出することを防がなければなりません。

また、近年、海洋プラスチックごみが問題となっていますが、プラスチックごみが砕けマイクロプラスチックに変化してしまうと回収が困難になります。

そのため、特に使い捨てプラスチックごみの排出抑制を図ることが重要であり、使用をできるだけ控えることが求められます。

それでも使用不可欠なプラスチックについては、使用后適切に処分する必要があります。

こうしたことから、海岸漂着物の問題は、沿岸地域だけでなく内陸地域を含めたすべての地域の共通課題であるとの認識に立ち、県民が一体となって取り組む必要があります。

(3) 海岸漂着物に対する問題意識の共有

本県における海岸漂着物は、海外からのごみが多い一方で、県民の日常生活や事業活動に由来するごみが、川などの水の流れにより海へと流出するものも含まれています。

沿岸地域では、地域の住民等を中心に回収を行っていますが、それでも繰り返しごみが漂着している状況であり、漂着物自体を減らす取組みがとても大切です。

しかし、日常的に海岸漂着物の現状を目の当たりにしている沿岸地域と比べると、内陸地域の住民にとっては自分事として捉える機会が少ないのが現状です。

このため、学校での学習や生涯学習、企業研修などの様々な機会に、海岸漂着物の発生原因等の啓発に努めることにより、県民にとって身近な問題として関心を持ってもらい、海岸漂着物問題に対する県民全体の意識醸成を図る必要があります。

また、環境教育や普及啓発に当たっては、県民自らが海岸等での清掃活動に参加するなど、実際に体験することも効果的と考えられます。

第3章 対策

1 円滑な回収・処分の推進

本県においては、これまで、県、市町、地域住民、ボランティア団体等の民間団体など、さまざまな主体が海岸漂着物の回収・処分を実施してきました。

こうした実態を踏まえ、今後もさらに連携・協力し、国の補助金を活用しながら必要な措置を講じていきます。

(1) 「重点区域」の設定

本県の海岸は約9割が国定公園に指定されており、海岸線全域の景観保持が必要であることは言うまでもありません。

そうした中でも、観光や漁業等の経済活動等を守るため、国の補助金を活用し、特に優先して回収・処分に取り組むべき区域を「重点区域」として設定することにより、効果的な回収・処分に努めます。

重点区域は、「海岸漂着物が、観光やレクリエーション、漁業等の地域産業や住民生活に与える影響を考慮し、重点的に対策が必要な区域」とし、市町の意見を踏まえて設定しています。

今回計画では、令和2年度に越前海岸の水仙畑が国の重要文化的景観に選定されたことや、これまでの海岸漂着物等地域対策推進事業実績等を勘案し、表3のとおり設定します。

なお、重点区域以外の海岸についても、海岸漂着物の大量漂着等により大きな支障が生じた場合は、国の補助金を活用して対策を講じます。

表3 重点区域

※市町名は北から順に記載

市町	名称	海岸延長	市町	名称	海岸延長
あわら市	波松	6,500m	美浜町	久々子海水浴場	1,280m
	小計	6,500m		早瀬(1)	400m
坂井市	三国町浜地～三国町米ヶ脇	11,790m		早瀬(2)	430m
	三国海水浴場	460m		日向(1)	500m
	三国町新保	420m		日向海水浴場	200m
	小計	12,670m		日向(2)	90m
福井市	石橋町～浜住町(三里浜)	3,800m	小計	13,060m	
	松蔭町～糸崎町(中部北陸自然歩道)	310m	若狭町	常神(1)	1,210m
	長橋町(1)	1,000m		常神(2)	270m
	長橋町(2)	1,030m		常神(3)	190m
	北菅生町、南菅生町	723m		神子海水浴場	480m
	南菅生町、鮎川町(1)	900m		小川海水浴場	360m
	鮎川町(2)	430m		遊子海水浴場	460m
	鮎川町(3)	745m		塩坂越海水浴場	190m
	白浜町	815m		世久見海水浴場～食見海水浴場	2,490m
	大丹生町、小丹生町	1,300m		小計	5,650m
	小丹生町(弁慶の洗濯岩)	400m	小浜市	田鳥(若狭湾青少年自然の家)	230m
	大味町	420m		田鳥(須ノ浦)	80m
	蒲生町	830m		田鳥(谷及)	200m
	浜北山町～ハツ俣町	4,000m		田鳥(釣姫)	100m
小計	16,703m	田鳥海水浴場		150m	
越前町	梨子ヶ平(銭ヶ浜)	230m		田鳥	190m
	左右	130m		矢代海水浴場	80m
	血ヶ平	1,070m		志積海水浴場	90m
	玉川	480m		犬熊海水浴場	260m
	梅浦海水浴場	60m		阿納海水浴場	250m
	長須浜海水浴場	200m		西小川海水浴場	100m
	茂原	600m		加尾	160m
	白浜～高佐	1,700m		宇久	170m
	米ノ	520m		泊	260m
小計	4,990m	堅海	300m		
南越前町	糠海水浴場	170m	仏谷	260m	
	甲斐城海水浴場	210m	甲ヶ崎	3,000m	
	河野海水浴場	340m	小松原～堀屋敷	710m	
	河野(しおかぜライン)	450m	人魚の浜海水浴場	420m	
小計	1,170m	真珠浜	170m		
敦賀市	大比田海水浴場～横浜海水浴場	1,020m	勢浜海岸	1,090m	
	杉津	660m	飯盛	120m	
	阿曾	180m	加斗	560m	
	五幡海水浴場～拳野海水浴場	800m	岡津	120m	
	江良海水浴場	380m	若狭鯉川シーサイドパーク	800m	
	赤崎海水浴場～鞠山海水浴場	900m	小計	9,870m	
	松原海水浴場	1,300m	おおい町	長井浜海水浴場	900m
	名子	200m		塩浜海水浴場	350m
	縄間	1,090m		赤礁崎	500m
	沓	600m		袖ヶ浜海水浴場	430m
	手ノ浦	480m		黒崎	940m
	色浜～浦底	3,100m	小計	3,120m	
	立石	520m	高浜町	安土(釈迦浜)	1,240m
白木海水浴場	250m	和田海水浴場～城山海水浴場		2,720m	
小計	11,480m	事代(城山公園)		110m	
美浜町	田口	190m		若宮海水浴場～えびす浜海水浴場	3,840m
	白浜海水浴場	540m		難波江	620m
	竹波海水浴場	820m		小黑飯	863m
	水晶ヶ浜海水浴場	1,500m		音海(1)	300m
	松淵	180m		音海(2)	930m
	城ヶ崎～菅浜	2,000m		神野浦(1)	400m
	菅浜海水浴場	370m		神野浦(2)	300m
	乙見	150m		山中	600m
	北田	460m		宮尾(1)	300m
	佐田	740m		宮尾(2)	200m
	今市海水浴場	430m		日引	940m
	坂尻海水浴場	980m	上瀬	930m	
	松原海水浴場	1,800m	小計	14,293m	
	総計			99,506m	

(2) 行政による計画的・効率的な回収・処分の推進

① 回収活動時期の把握による計画的な回収・処分の推進

前述のとおり本県では、行政だけでなく沿岸地域の自治会等によっても、海岸漂着物の回収活動が行われています。

これまでは、自治会等の回収活動の場合、回収後に連絡を受けてから行政が処分手続きに着手することが多く、回収から処分まで時間を要する場合があります。

特に、春先は冬季にたまった大量の漂着物を一気に回収することが多く、回収・集積された漂着物の放置を防ぎ景観を保全するためにも、年度当初の処分は迅速に行う必要があります。

そのため、市町の協力の下、自治会等の回収活動時期を把握し、県と市町が共有することにより、年間を通して計画的に国の補助金を活用し、回収・処分を実施します。

② 事例共有等による効果的な回収方法の導入促進

これまで、海岸漂着物の回収方法については、県と各市町で共有する場がなく、個別に検討し実施されてきました。

一部の市町では、福祉事業所に委託して福祉面でも効果をあげるなど、独自に工夫をこらして事業を行っています。

今後は、県内外における取組みの工夫や効果を情報収集・検証し、共有する場を設けることにより、効果的な回収方法の導入を促進していきます。

③ 重機等を活用した効率的な回収の推進

回収に当たっては人的負担が課題であり、重機やビーチクリーナーなどを用いた効率的な回収も検討する必要があります。

しかし、海岸の広さや地面の性状、進入路の幅員などによって重機等の使用が難しい海岸も多くあり、その活用については個別の検討が必要です。

また、重機等を活用した回収は効率的ですが、回収後に人の手による分別が必要となるといった面もあります。

こうしたことも踏まえつつ、重機等の実際の活用事例の共有や、小型から大型までさまざまな機械の情報を収集・提供することにより、効率的な回収を推進していきます。

重機等の購入に当たっては、国の補助金を積極的に活用します。

④ 海岸漂着物の分別処分の推進

海岸漂着物の回収・処分にかかる行政の費用負担は非常に大きく、限られた国の補助金を効率的に活用するためには、分別・リサイクル等による処分費用の低減が有効と考えられます。

分別の内容はごみ処理施設の性能の違いにも影響されるため市町ごとにさまざまですが、会議の場で分別方法の現状や効果を共有するなど、地域の実情に応じた検討を推進します。

また、海岸漂着物のリサイクル技術を有する企業の情報を収集し共有することにより、リサイクルによる有効活用も検討していきます。

⑤ 国庫補助金の確保

海岸漂着物の回収・処分を、年間を通して計画的に実施するためには、国庫補助金による国の支援が必要不可欠です。

そのため、県は、国に対し、必要な支援を引き続き要望していきます。

国への要望に当たっては、回収スケジュールなどの現状把握や、適切な費用算出が重要となることから、県と市町が連携して情報の把握・共有に努めます。

また、前述の福井県海岸漂着物等実態調査結果のとおり、本県の海岸には、海外からのごみが多く漂着しています。県は、国に対しこうした実態を伝え、国際的な働きかけや回収費用の手厚い支援を要望していきます。

⑥ 災害等の緊急時における対応

台風や水害等の災害により大量の海岸漂着物が発生した場合や、木造船などの大型漂着物の漂着があった場合は、国の補助制度を活用して速やかな対応を図るため、関係者間の迅速な情報共有や連絡調整などの連携が必要です。

そのため、こうした場合の連絡体制を構築するとともに、事案の概要や対応結果を沿岸市町に随時情報共有しノウハウを蓄積するなど、連携強化に努めます。

また、廃棄物処理法では野外焼却は原則禁止されていますが、海岸管理者がやむを得ず実施する場合は、例外的に許容される場合があります。

しかし、野外焼却で出る煙等が近隣に被害を及ぼすおそれがあるため、流木等が大量漂着するなどやむを得ず野外焼却を行う必要が生じた場合は、自治体および周辺の住民や事業者がしっかり協議し、総意の上で実施するよう留意しなければなりません。

こうした例外的な処分方法についても、県と市町間で随時情報を整理、共有し、適切に対応するよう努めます。

(3) 民間との協働による回収の促進

海岸漂着物の回収は行政の力だけで足りるものではなく、地域住民やボランティア団体等の活動に支えられるところが非常に大きいですが、近年は高齢化や人口減少に伴う担い手不足が課題となっています。

そこで、海岸清掃活動への参加を促すための取組みを行います。

① 海岸清掃イベント等の実施によるボランティア参加者の拡大

県や市町は、子どもから大人まで楽しんで参加できる、スポーツごみ拾いなどの海岸清掃イベント等を実施することにより、ボランティア参加者の拡大を図り、海岸漂着物の回収を促進します。

また、清掃活動に参加することにより、県民が海岸漂着物の現状を知る機会になるという効果も期待できます。

② 活動情報の発信によるボランティア団体等の活動促進

県は、ボランティア団体等が実施する清掃活動情報を収集し、HPやSNS等で広く発信することにより、県内外の住民によるボランティア参加を促すとともに、ボランティア団体等の活動を促進します。

清掃活動情報の収集に当たっては、担い手不足に悩む自治会等がボランティア参加者を募集する場合も含め、市町の協力を得ながら幅広く情報収集するよう努めます。

③ ボランティア活動の定着・継続化の促進

海岸清掃イベント等を契機としてボランティア参加した人の定着および協働を図るため、継続して参加・協力する意思のある人を市町が名簿登録するなどの取組みを促進します。

登録された人に対して、市町が清掃活動の情報や沿岸地域におけるイベント、レクリエーション等の幅広い情報を発信することにより、協働関係の継続を図るとともに、沿岸地域の活性化が期待できます。

既に、地域を応援するサポーター登録制度を創設して、人材の定着や協働に取り組む先進的な市町があることから、その施策や効果を紹介するなどして取組みを拡げていきます。

④ 企業による海岸清掃活動（CSR活動）の推進

近年、CSR活動の一環として、海岸清掃活動に取り組む企業等が増えてきました。しかし、こうした活動は大きな海水浴場に集中しており、回収の人手が不足して地域住民が困っている多数の海岸では、その恩恵を受けていないのが実情です。

そこで、企業の自主的な清掃の取組みが特定の海岸に偏ることのないよう、環境ふくい推進協議会の会員をはじめ環境保全に理解ある企業等に対し、回収の人手が不足している海岸の情報を提供することにより、各地域における企業の取組みを推進します。

2 海岸漂着物の発生抑制対策の推進

海岸漂着物には、海外由来の漂着物のほか、陸域から河川等を通じて流れ着く生活ごみも含まれています。

繰り返し漂着するごみの回収に伴う沿岸地域の負担を軽減するため、海岸漂着物を発生させないための取組みを推進します。

(1) 海外由来の漂着物発生抑制の働きかけ

福井県海岸漂着物等実態調査結果のとおり、本県の海岸には海外からのごみが多く漂着しており、沿岸諸国に対して、廃棄物の適正処理や海岸漂着物・漂流ごみの発生防止を働きかけるなどの国際的な対応が必要です。

また、中には、処分が困難な大型ごみや医療系廃棄物などの危険物も漂着しており、沿岸地域の住民にとって大きな負担となっているのが実情です。

県は、市町や民間団体等の協力の下でこうした実情の把握に努め、国に対し現状を示しながら、国際的な枠組みの中で海岸漂着物発生抑制の対策を図るよう引き続き要望していきます。

(2) 陸域由来の漂着物発生抑制対策の強化

① 河川流域等における清掃活動の推進

内陸から河川を通じて流れ着く海岸漂着物の発生を抑制するため、河川の上流から下流までの市町や住民が連携し一体となった清掃活動を推進します。

また、住民や企業等が身近な環境をきれいにするすることで、市街地やごみ集積所、森林、農地等から雨や風の影響を受け河川等を通じて流出する海岸漂着物の発生抑制につながると考えられることから、内陸地域を含めた県内全域において、身近な地域のクリーンアップ活動を推進します。

② 海岸レジャー時のごみ放置の防止

多くの海水浴客や釣り客がマナーを守っている中、一部の人によるごみの放置といったモラルのない行為により、沿岸地域の住民や漁業関係者が負担を強いられている現状があります。全ての人が楽しく海岸で過ごせるよう、海岸レジャーに訪れる人のマナーの徹底が重要です。

そのため、県や市町は、観光協会や釣具店等を通してごみの適正処理や持ち帰りを呼びかけるなど、ごみ放置の防止を推進します。

③ 不法投棄・ポイ捨ての防止

陸域で発生したごみが河川を通じて海へ流出することも多いことから、海岸漂着物の発生抑制のためには、海岸レジャー時だけでなく、内陸地域を含めた全県的な不法投棄・ポイ捨て防止対策が必要です。

県や市町は、不法投棄・ポイ捨ての防止に向けて、警察など関係機関と連携しながら、監視やパトロールを実施します。

また、県では、ドライバーに対してポイ捨て防止を呼び掛けるキャンペーンの実施等を行っており、こうした取組みの継続を通して、県民や事業者の意識向上に努めます。

④ プラスチックごみの排出抑制およびリサイクル推進

プラスチックごみが砕けてマイクロプラスチックに変化してしまうと、回収が困難になります。

そのため、海洋プラスチックごみ対策としては、プラスチックごみそのものの排出抑制、そして使用不可欠なプラスチックについては、使用後の適切な処分が重要です。

本県では、プラスチックごみの削減および海洋へのプラスチックごみ流出を防止するため「ふくいプラスチックスマートキャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンでは、ペットボトルなどの使い捨て容器に代わり、水筒やタンブラーなどの繰り返し使える容器の利用を推進するマイボトル運動や、マイバッグ持参の推奨、環境に配慮した製品選択等と呼びかけることにより、プラスチックごみの排出抑制とリサイクルを推進します。

⑤ 海岸漂着物となり得るごみ等の発生抑制および適正処分

内陸地域に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、プラスチック以外の、日常生活や事業活動に伴って生じるごみについても、削減に努めることが重要です。

そのため、県および市町は、福井県廃棄物処理計画や市町の一般廃棄物処理計画に基づき、県民に対し3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を働きかけていきます。

また、県民や事業者は、ごみの削減に努めるとともに、発生したごみは法令や市町の分別基準に基づいて適切に処分をすることが必要です。

3 環境教育、普及啓発の推進

海岸漂着物の現状や対策などについて、次世代を担う子どもから大人まで幅広い世代に対し、多様な学習機会の提供に努め、普及啓発を推進していきます。

(1) 環境教育の促進

① 活動事例に基づいた環境教育の推進

子どもから大人まで幅広い世代の県民に、楽しく興味を持って海岸漂着物問題を学んでもらうには、現状を知り、実際に活動を行う人が、県民と同じ目線で事例を紹介することが有効と考えられます。

県は、海岸漂着物対策に関わる活動を行う民間人材と連携し、学校や公民館等の求めに応じて講師として派遣することにより、具体的な活動事例に基づいた環境教育を推進します。

② 海岸清掃イベント等による体験機会の創出

県民一人ひとりが海岸漂着物問題を身近なものとして捉えるためには、実際に海岸の現状を見たり、清掃活動を体験したりすることが有効と考えられます。

県と市町は、海岸清掃イベント開催など清掃活動の場を提供することにより、海岸漂着物の現状を学ぶ機会を創出します。

(2) 普及啓発の推進

① 動画等を活用した普及啓発

海岸から遠く、海岸の現状を直接学ぶことが難しい内陸地域において、海岸漂着物の発生原因や現状を身近に感じてもらうためには、動画などの映像を活用することが有効と考えられます。

小学校等においてはタブレット端末を活用した授業が実施されており、子どもたちが興味を持って学習できるツールとしても期待できます。

そこで、県は、県民が自主的に海岸漂着物問題について考えるきっかけづくりとして、啓発動画コンテスト等の取組みを行います。

また、県民目線で制作された作品を、県や市町、学校教育等さまざまな場面で活用することにより、子どもから大人まで広く県民への普及啓発を実施します。

② 先進的取組みの紹介による普及啓発

県内には、海岸漂着物をリサイクルするなど先進的な取組みを行う事業者や団体があります。

ごみが価値のある身近な物に生まれ変わるという事実は、県民が海岸漂着物問題に関心を持つ契機となり得ると考えられます。

そこで、県は、海岸漂着物から作製されたグッズ等を環境イベント等で広く紹介することにより、普及啓発を促進します。

③ ホームページや環境イベント等による普及啓発

すべての県民が海岸漂着物問題に関心を持ち、発生抑制を実践したりボランティア活動に積極的に参加したりすることを推進するため、県や市町は、ホームページや広報誌等の広報媒体や、環境イベント等の場を活用することにより、広く情報発信に努めます。

第4章 計画の推進体制等

1 福井県海岸漂着物対策推進協議会の設置

海岸漂着物処理推進法第15条第1項に基づき、関係者間の連絡調整等を行うため、県、市町、有識者、民間団体の代表者などからなる「福井県海岸漂着物対策推進協議会」を設置します。

2 関係者間の連携

海岸漂着物の問題は容易に解決するものではなく、行政と民間による連携が必要不可欠です。

県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が、それぞれの立場から自主的かつ積極的に取組みを進めるとともに、各主体間で相互に情報を共有しつつ連携・協力を図るものとします。

(1) 連携の強化

本計画に基づく取組みの推進については、各地域の海岸や漂着物の特性、海岸の利用状況、地域住民との連携状況等の実情が異なることを踏まえ、沿岸市町、県を構成員とする会議の開催などにより、情報共有を図ります。

また、内陸市町を含む「福井県ごみ減量化推進会議」の場において、一般廃棄物行政を所管する部署に対しても、海岸漂着物対策についての情報共有および発生抑制を働きかけます。

(2) 他県との連携

本県における海岸漂着物の実態やボランティア参加促進等の施策を共有するなど、河川上流域に位置する岐阜県および滋賀県との連携に努めます。

3 海岸漂着物等実態調査の実施

県は、継続的に海岸漂着物等実態調査を実施することにより、海岸漂着物の量や質などの実態把握に努めます。

結果については、海岸漂着物対策推進協議会委員や関係市町と共有します。

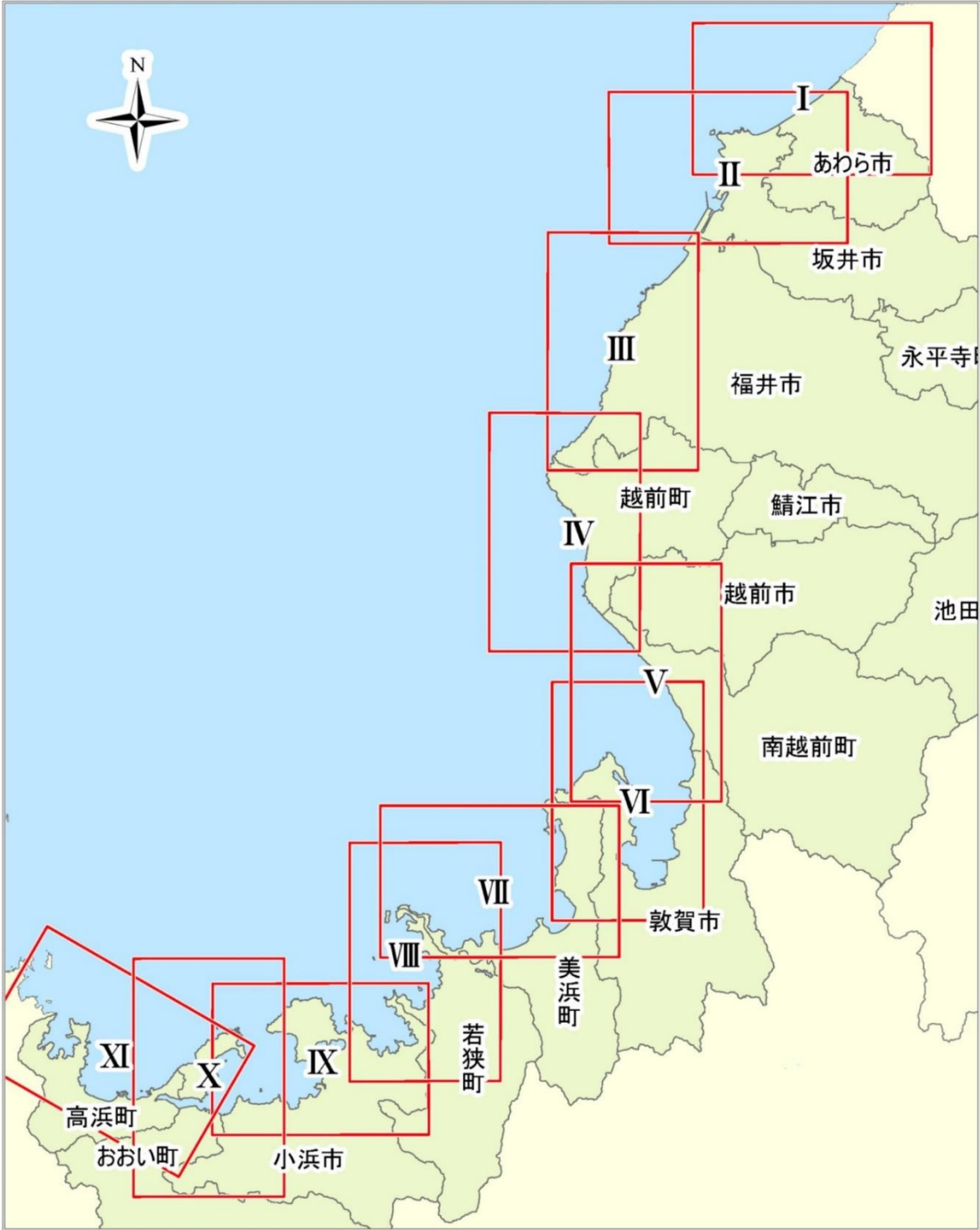
4 計画の進捗管理

本計画の進捗状況については、海岸漂着物対策推進協議会において定期的に確認し、施策の推進を図ります。

5 計画の見直し

計画期間内において、海岸漂着物処理推進法の改正や国の基本方針の変更等があった場合は、その改正内容等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

重点区域詳細図



【あわら市】

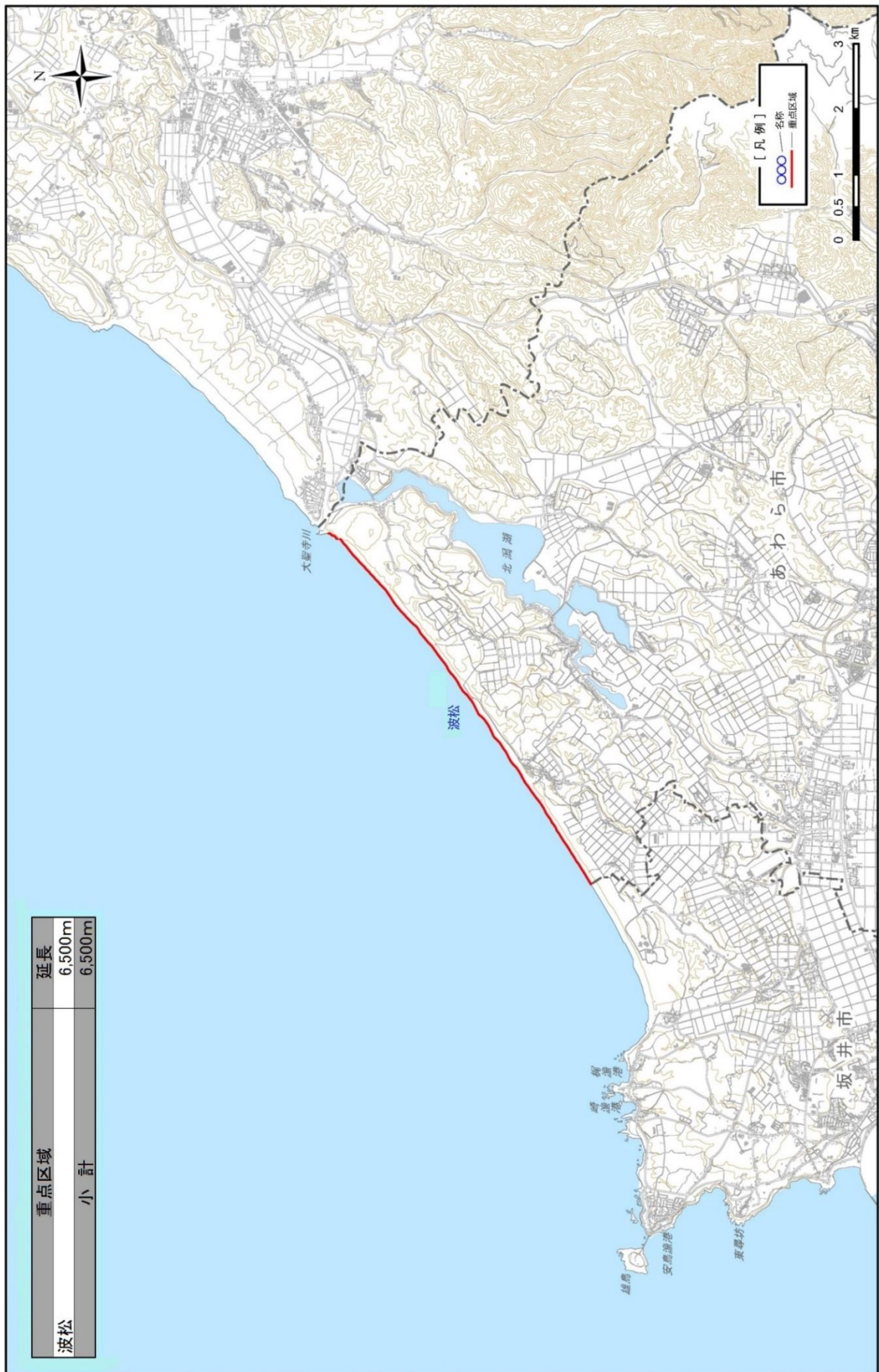
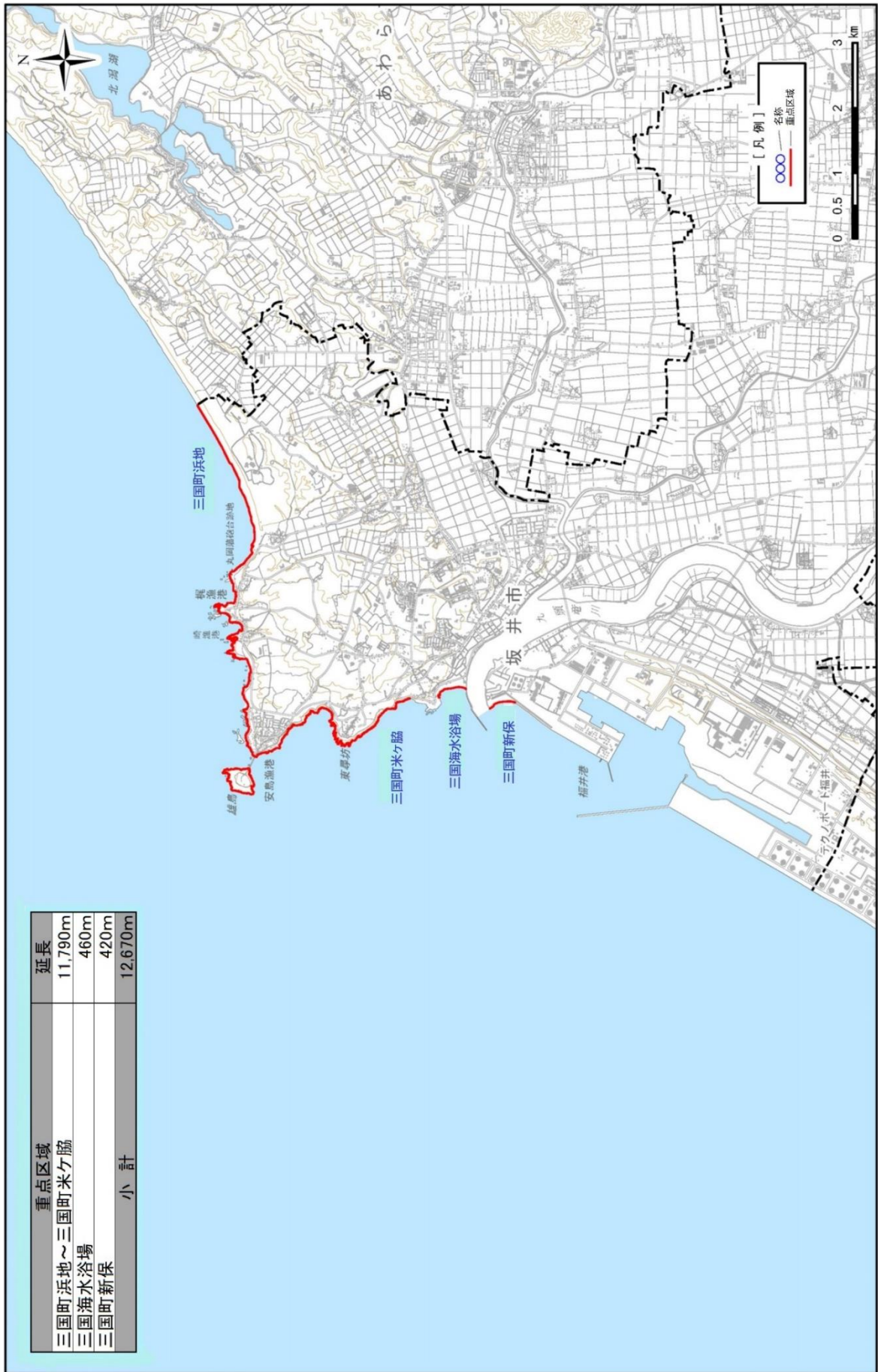


Fig. 1

【坂井市】



重点区域	延長
三国町浜地～三国町米ヶ脇	11,790m
三国海水浴場	460m
三国町新保	420m
小計	12,670m

Fig. II

【福井市】

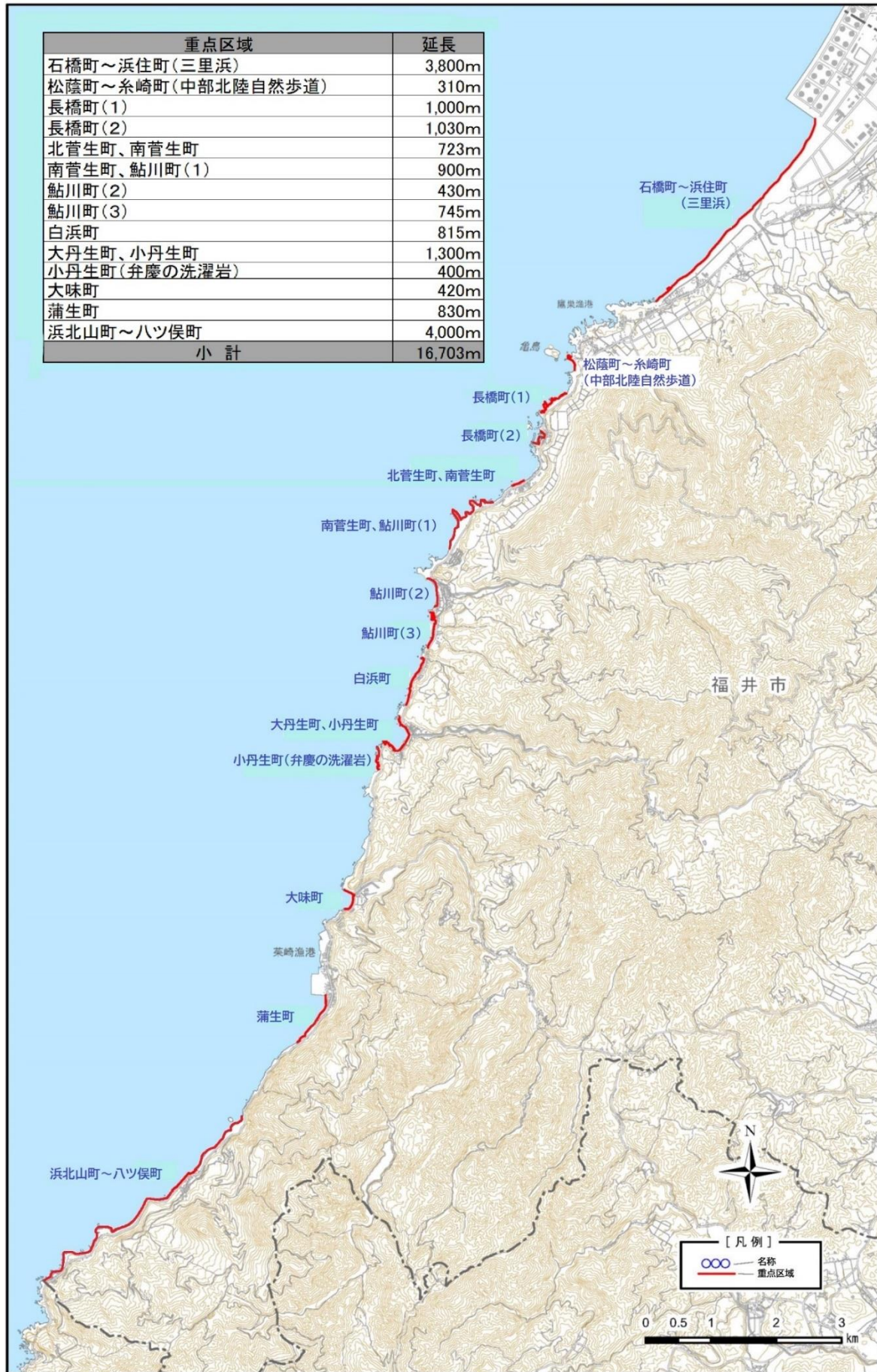


Fig.III

【 越前町 】

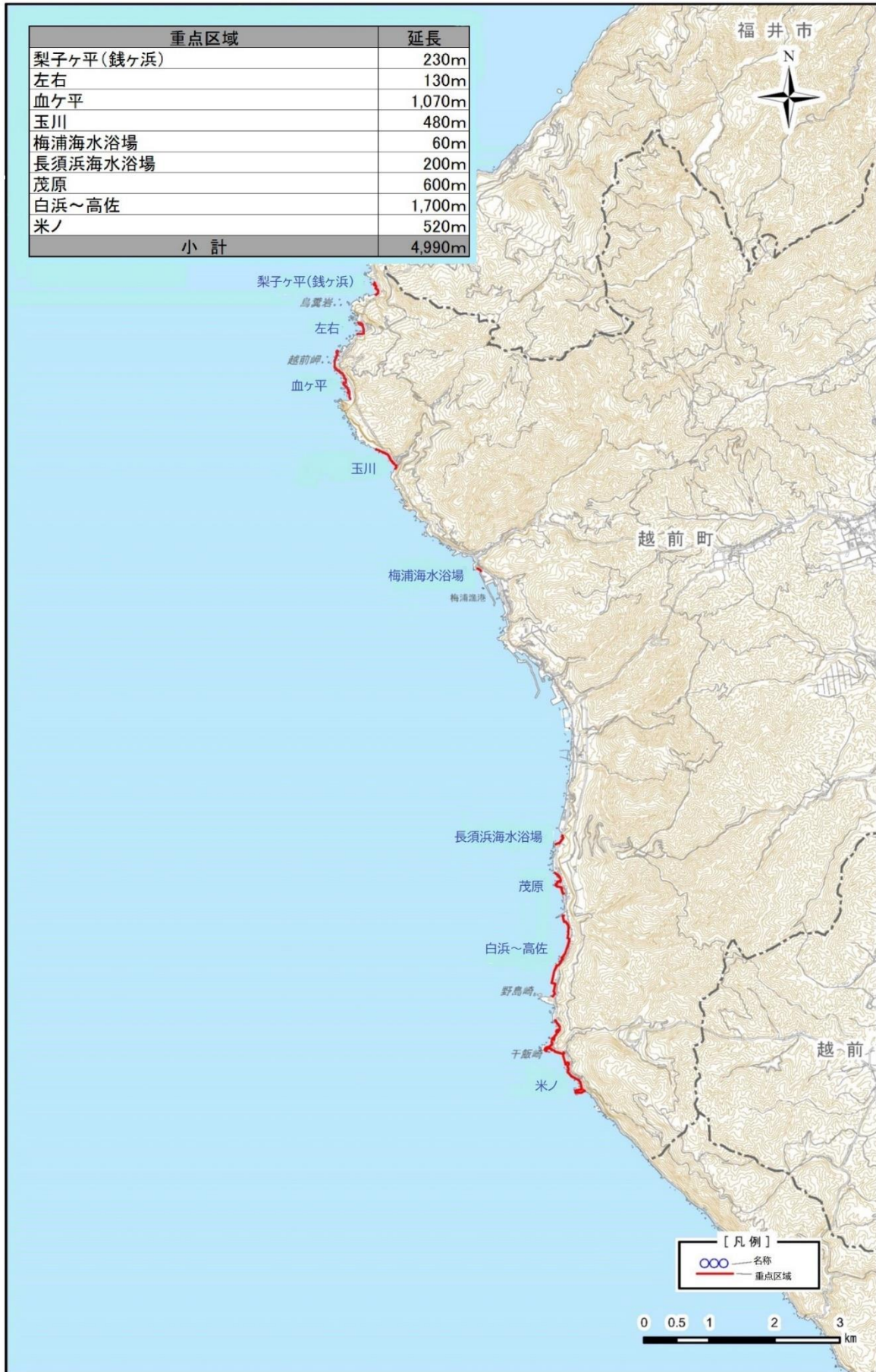


Fig.IV

【南越前町】



Fig. V

【敦賀市】

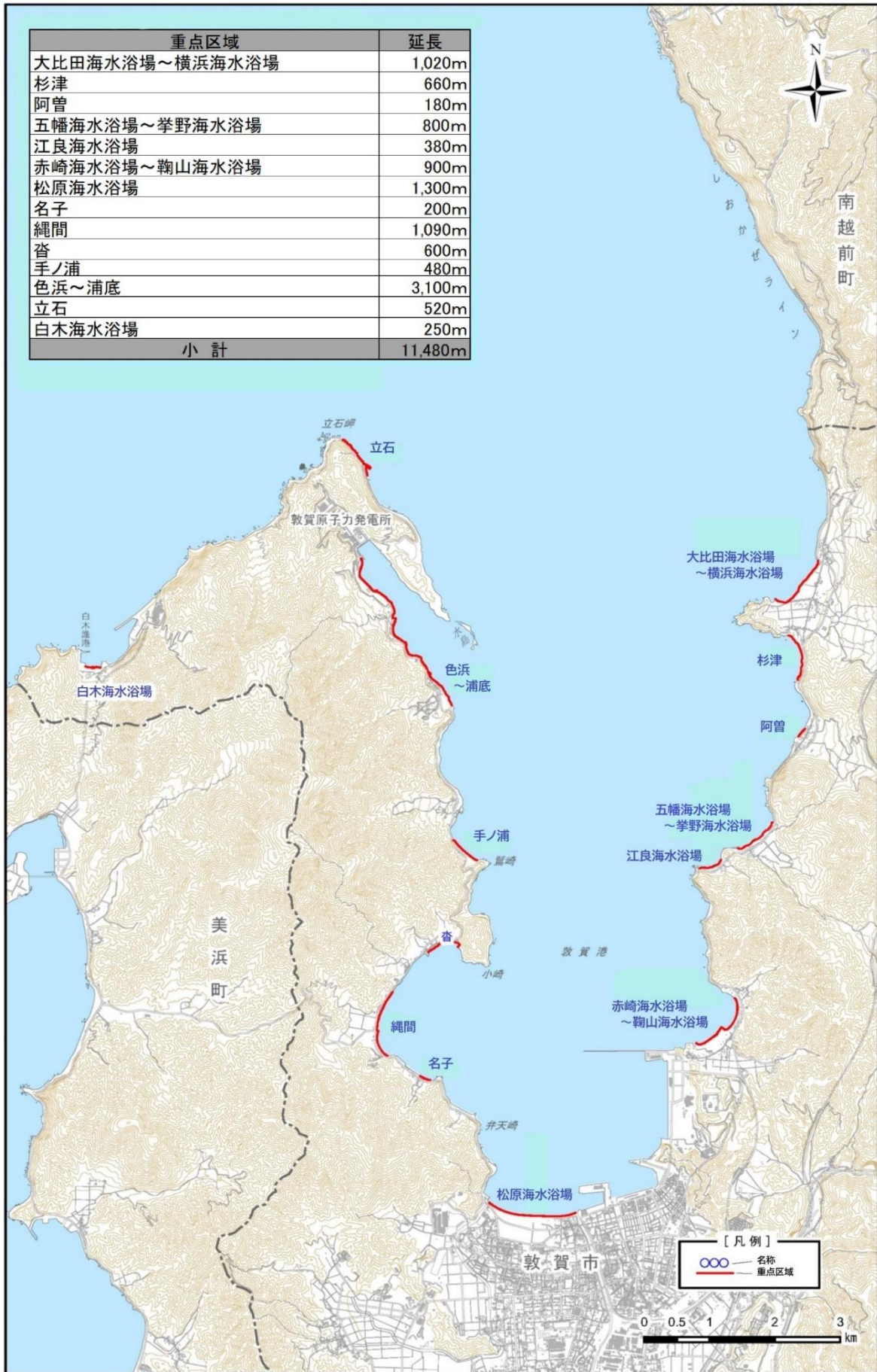


Fig. VI

【美浜町】

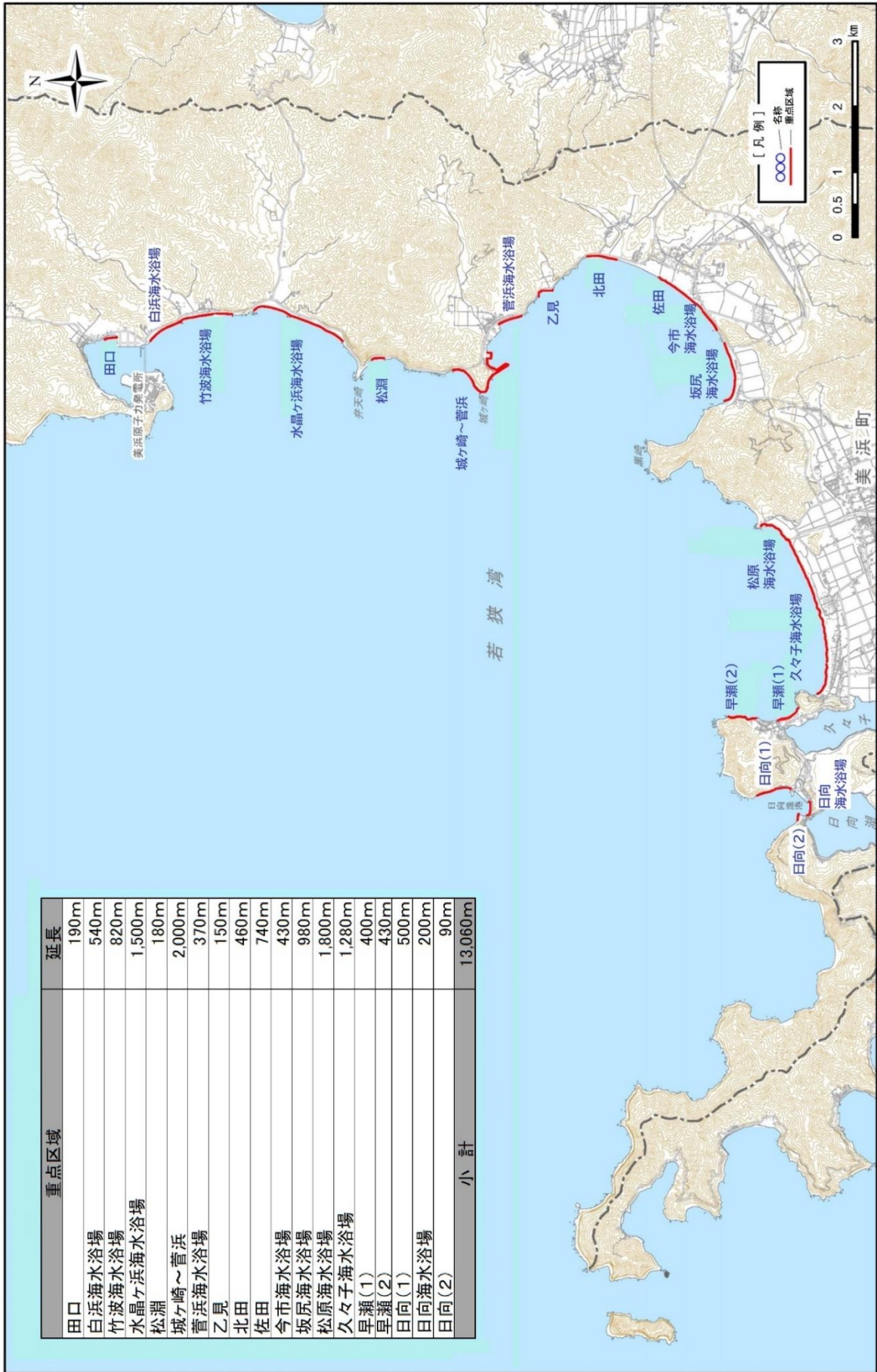


Fig. VII

【 若 狭 町 】



Fig. VIII

【小浜市】

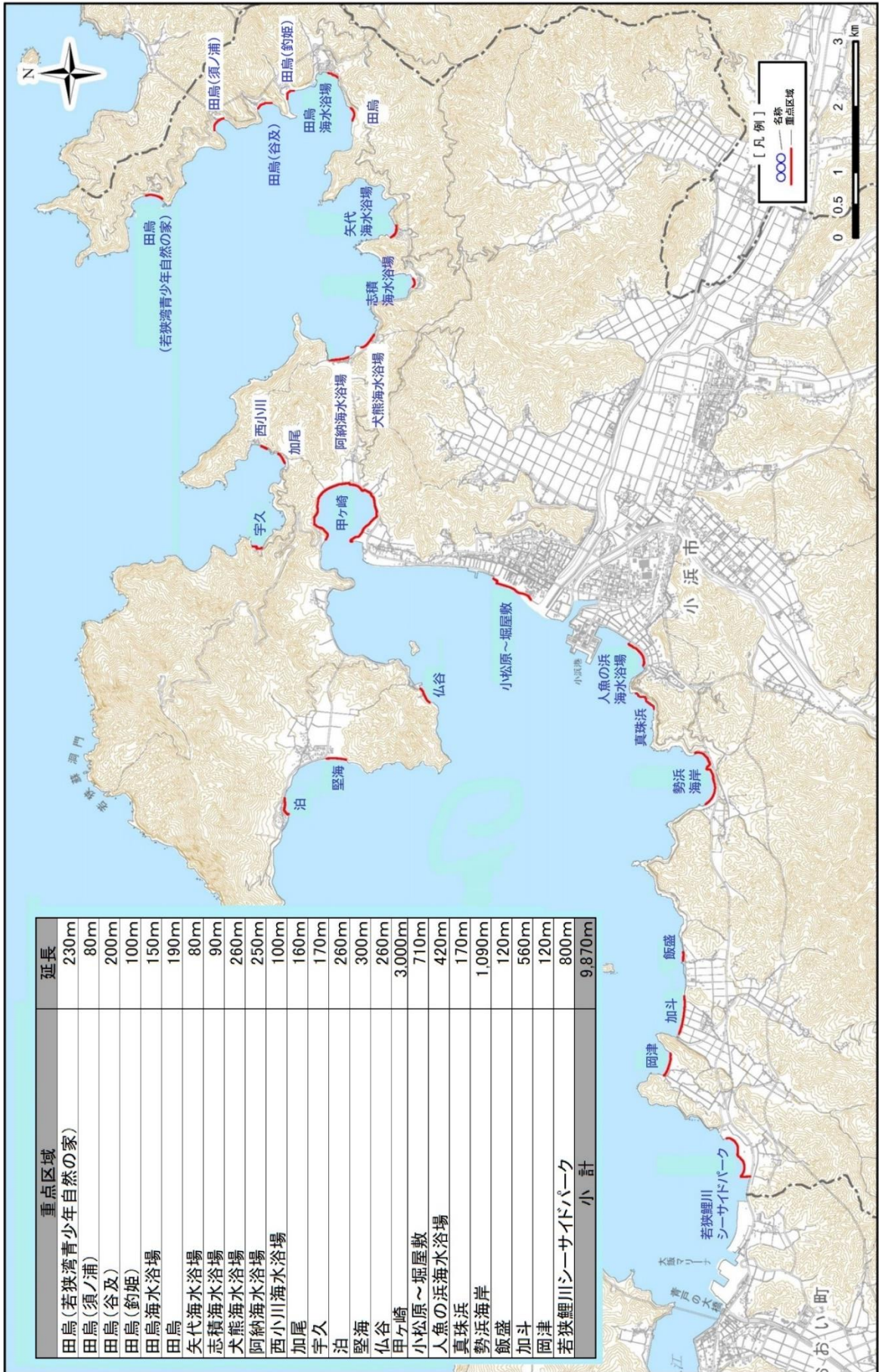


Fig.LX

【おおい町】

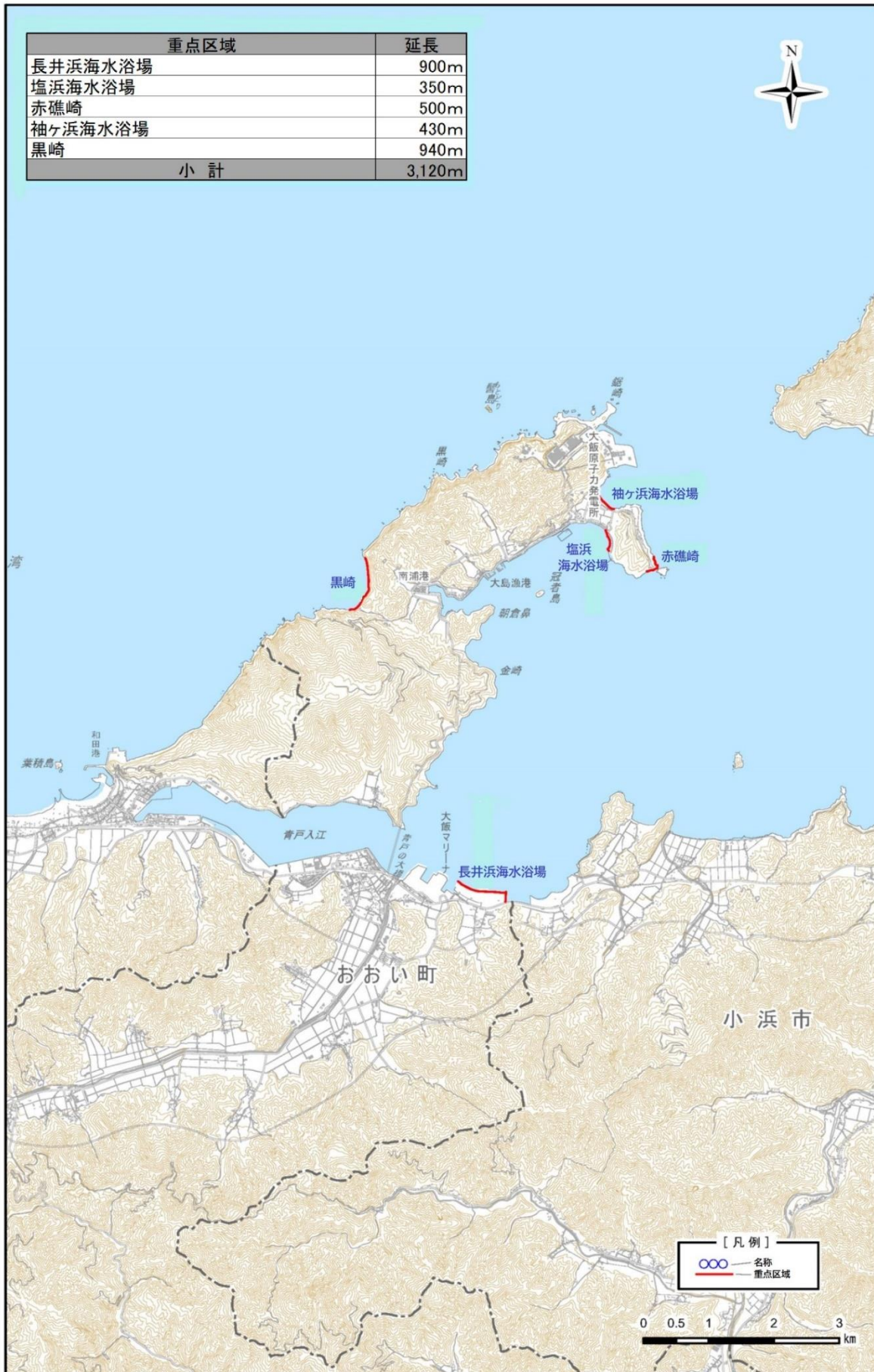


Fig. X

【高浜町】

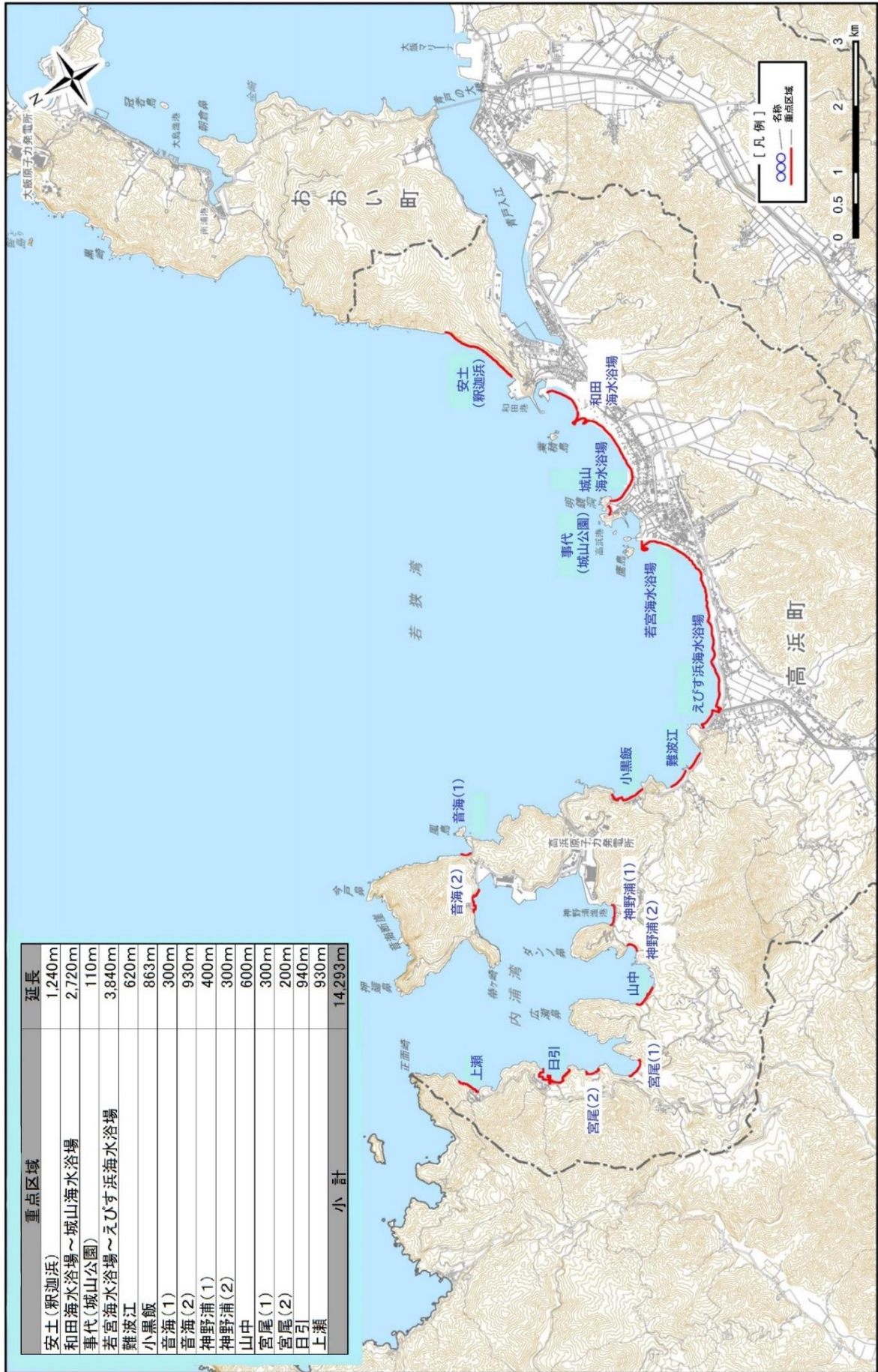


Fig.XI

**美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに
海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律**

(平成21年法律第82号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

4 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

(総合的な海岸の環境の保全及び再生)

第3条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

第4条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第5条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることに鑑み、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第6条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

2 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。第11条の2において同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第7条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第8条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第3条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第13条第1項において単に「基本理念」という。）にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生を抑制に努めなければならない。

第11条の2 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない。

(連携の強化)

第12条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第2章 基本方針

第13条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下この条及び次条第1項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

二 次条第1項の地域計画の作成に関する基本的事項

三 第15条第1項の協議会に関する基本的事項

四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。
- 5 環境大臣は、第3項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 地域計画等

(地域計画)

第14条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画(以下この条及び次条第2項第1号において「地域計画」という。)を作成するものとする。

- 2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
 - 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
 - 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第1項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第15条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次の事務を行うものとする。
 - 一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
 - 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第16条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること

三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第4章 海岸漂着物対策の推進

第1節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

第17条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(市町村の要請)

第18条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

第19条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又は

その意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第20条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第21条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)

第21条の2 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

第2節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第22条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第23条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第24条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川

その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

第3節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第25条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

3 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第26条 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第9条第1項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第27条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第28条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第28条の2 国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公

共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

- 3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第30条 政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。
- 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第31条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成23年6月15日法律第67号)

(施行期日)

- 1 この法律は平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日法律第64号)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック（この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第6条第2項に規定するマイクロプラスチックをいう。）の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 新法第13条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第13条の規定により定められている基本方針は、新法第13条の規定により定められた基本方針とみなす。

福井県海岸漂着物対策推進計画

福井県安全環境部循環社会推進課

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号

TEL 0776-20-0317

FAX 0776-20-0679

